● **届出先関係行政機関及び届出方法**(介護保険法第115条の32、同法施行規則第140条の40) 事業所等の展開状況に応じ、下表のとおり異なります。

事業所等の展開状況		届出先関係行政機関
事業所等が複数の都道府県に所在する事業者	事業所等が3つ以上の ① 地方厚生局管轄区域に ある事業者	厚生労働省老健局
	事業所等が1又は2つ ② の地方厚生局管轄区域 にある事業者	事業者の主たる事務所等の ある都道府県
③ 事業所等が指定都市のみに所在する事業者		事業所等のある指定都市
④ 地域密着型サービス(予防含む)のみを行なう事業者であって、事業所等が同一市町村にのみ存在する事業者		事業所等のある市町村
⑤ ①②③④以外の事業者		事業所等のある都道府県

(1) ①に該当する事業者の具体的な届出方法

以下を参照し、必要書類を厚生労働省老健局へ提出してください。

(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/service/)

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省老健局総務課 介護保険指導室 業務管理係

(2) ③に該当する事業者の具体的な届出方法

平成27年4月1日から、事業所等が名古屋市にのみ存在する事業者の届出先は 名古屋市になりました。③に該当する事業者が、名古屋市以外の愛知県内で事業 所を始めた場合は、⑤に該当します。その際は様式第12の区分変更届出書を愛 知県高齢福祉課へ提出してください。

(3) 4)に該当する事業者の具体的な届出方法

該当市町村にお問い合わせください。

(4) ②⑤に該当する事業者の具体的な届出方法

必要書類を1部、以下のあて先に、郵送してください。

なお、愛知県の場合、<u>業務管理体制の整備に係る届出は、高齢福祉課介護保険</u> 指定・指導グループへ提出してください。所管の福祉相談センター、指定都市(名 古屋市のみに事業所の存在する事業者は除く)及び中核市は届出先ではありませ んので、間違えないようにお願いいたします。

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 愛知県健康福祉部高齢福祉課介護保険指定・指導グループ